



福岡医発第 2328 号 (地)  
平成 30 年 11 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 松田 峻一良  
(公 印 省 略)

地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」の運用の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部医療指導課より別添の通知を県内の一般・療養病床を有する全ての病院及び診療所に発出した旨の連絡がありました。

本件は、平成 29 年 8 月 8 日付け福岡医発第 1276 号 (地) にて、県が県内の医療機関に対して地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」の運用指針を定めた旨をご連絡しておりましたが、公的医療機関等 2025 プランの協議を調整会議で行うことや最近の会議の運用状況等を踏まえ、今般、同基準を改正したことをお知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正点は別添の新旧対象表でご確認ください。

---

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄  
会長 島田昇二郎

30医指第2291号  
平成30年11月6日

公益社団法人福岡県医師会長  
公益社団法人福岡県病院協会  
一般社団法人福岡県私設病院協会  
一般社団法人福岡県歯科医師会長  
公益社団法人福岡県薬剤師会長  
公益社団法人福岡県看護協会  
一般社団法人福岡県精神科病院協会  
一般社団法人福岡県医療法人協会  
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部

殿

福岡県保健医療介護部長  
(医療指導課)



地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」  
の運用の改正について（通知）

本県の保健医療行政については、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記につきましては、昨年度に運用方針を定め、運用してまいりましたが、この度、その内容を改正したことから、県内の一般・療養病床を有する全ての病院及び診療所に対して、別添のとおり、地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」の運用の改正について通知を行いましたので、お知らせします。

貴職におかれましてはご了解のうえ、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

（連絡先）

福岡県保健医療介護部医療指導課

医療計画係 小林

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL : 092-643-3328 FAX : 092-643-3277

E-mail : iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp

各医師会通知



30医指第2291号  
平成30年11月6日

県内各医療機関の長 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長  
(医療計画係)

地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」  
の運用の改正について（通知）

平素より、本県保健医療行政の推進に、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記につきましては、昨年度に運用方針を定め、運用してまいりましたが、この度、  
別添のとおりその内容を改正しましたのでお知らせいたします。

今後は、この改正した運用方針に基づき、病床機能等の変更（転換）等を行う場合には、事前に「地域医療構想調整会議」への参加を求める場合がありますので、よろしくお願い致します。

また、一般病床又は療養病床を有する県内各医療機関におかれては、毎年度の病床機能報告における6年後の病床機能について適切にご報告いただくようお願いします。

～参考 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）～

第30条の14 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第30条の16第1項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第30条の23第1項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

3 第7条第5項に規定する申請をした者は、当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関して、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため、協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

【問い合わせ先】

福岡県保健医療介護部医療指導課医療計画係

担当：小林 TEL092-643-3328

E-mail : iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp

## 地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」の運用について

## (改正理由)

医療法（以下「法」という。）第30条の14第2項の規定に基づき、県が、各構想区域に設置した「地域医療構想調整会議」における「協議への参加を求める場合」については、昨年度、考え方を整理したところである。

その後、法第7条の2第1項に規定する公的医療機関等、独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人労働者健康安全機構が開設する医療機関、法第4条第1項に規定する地域医療支援病院並びに法第4条の2第1項に規定する特定機能病院（以下「プラン対象病院」という。）については、「公的医療機関等2025プラン」の策定が義務付けられ、その内容について、地域医療構想調整会議において協議を行うこととされたことや最近の会議の運用状況等を踏まえ、当該会議への「協議への参加を求める場合」の基準について、次のとおり改める。

## (改正後の基準)

- 1 県は、次の各号に掲げる場合、該当する医療機関に対して、事前に当該医療機関が属する構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」に参加するよう求めるものとする。
  - (1) プラン対象病院が「公的医療機関等2025プラン」を策定・変更する場合。
  - (2) 病床機能等の変更や医療機関が担う役割等の変更を予定している医療機関のうち、「地域医療構想調整会議」への招請が必要とされた場合。
  - (3) 新たに地域医療支援病院の名称使用の承認申請を行う場合。
  - (4) 医療法等に基づき届出により病床設置が可能となった診療所が、新たに病床を設置する場合。
  - (5) 新たに医療連携推進認定申請を行う場合。
  - (6) その他、地域医療構想の達成を推進するために必要があると県が認める場合。
- 2 医療機関は、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の大幅な変更等に伴い、地域の他の医療機関の理解を求めることが必要と判断する場合は、変更前に、当該医療機関が属する構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」に自医療機関を参加させるよう、県に対して、求めることができる。
- 3 各構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」は、地域医療構想の達成を推進するために必要があると認めるときは、当該構想区域に属する医療機関を「地域医療構想調整会議」に参加させるよう、県に対して、求めることができる。
- 4 県から協議への参加を求められた医療機関は、これに協力するよう努めなければならない。

地域医療構想調整会議における「協議への参加を求める場合」の運用について（新旧対照表）

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 略</p> <p>(1) <u>プラン対象病院が「公的医療機関等 2025プラン」を策定・変更する場合。</u></p> <p>(2) <u>病床機能等の変更や医療機関が担う役割等の変更を予定している医療機関のうち、「地域医療構想調整会議」への招請が必要とされた場合。</u></p> <p>(3) <u>新たに地域医療支援病院の名称使用の承認申請を行う場合。</u></p> <p>(4) <u>医療法等に基づき届出により病床設置が可能となった診療所が、新たに病床を設置する場合。</u></p> <p>(5) <u>新たに医療連携推進認定申請を行う場合。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>各構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」は、地域医療構想の達成を推進するために必要があると認めるときは、当該構想区域に属する医療機関を「地域医療構想調整会議」に参加させるよう、県に対して、求めることができる。</u></p> <p>4 略</p> | <p>1 略</p> <p>(1) <u>法第4条第1項に規定する地域医療支援病院又は法第4条の2第1項に規定する特定機能病院が医療機能の大幅な変更等（回復期機能・慢性期機能を有しない地域医療支援病院又は特定機能病院が新たに回復期機能・慢性期機能を有することや、従来有していた回復期機能・慢性期機能の病床を増床するなど、地域の他の医療機関との機能分化・連携に影響を及ぼす恐れがあるものをいう。）を行う場合。</u></p> <p>(2) <u>医療機関の統合（複数の医療機関の廃止届と新たな医療機関の開設許可申請が、実態として、一連の行為として行われるものをいう。）を行う場合。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>各構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」は、地域医療構想の達成を推進するために必要があると認めるときは、公的医療機関等（法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。）、独立行政法人国立病院機構が開設する医療機関その他の当該構想区域に属する医療機関を「地域医療構想調整会議」に参加させるよう、県に対して求めることができる。</u></p> <p>4 略</p> |